南風原町立津嘉山小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日 策定 平成 29 年 2 月 28 日 改定

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第十三条により、南風原町立津嘉山小学校のすべての児童(生徒)が安心・安全で充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法第二条より)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「**いじめを絶対許さない**」という強い認識に立ち、全校児童(生徒)が「**いじめのない、明るく楽しい学校生活**」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して,事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。 そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、いじめに加担していることを知らしめる。

- 3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項
- (1) 基本施策
 - ①学校におけるいじめの防止
 - (ア) 主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立

っているという「自己有用感」を感じられるように、各学年の発達段階に応じて取り組む。(例:幼小連携・異年齢交流)

- (イ) わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- (ウ)「いじめを許さない」態度を育成するための取り組みを、毎学期始めに道徳 や学級活動等で行う。(年間計画に位置づける)
- (エ) 人権教育の充実を通して、人権感覚を養い「いじめはいけない」という意識 を持たせる。
- (オ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめ調査等 ※いじめに関するアンケート (QUテストも含む) は卒業まで保管 いじめを早期に発見するため、児童に対して定期的な調査を次のとおり実施 する。
 - ・QUテストの定期的活用 年4回(5月、7月、10月中旬、2月)ア. QUテストの項目 7.8.12 の回答が4か3の児童のチェックをする。 (いじめの疑いあり)
 - イ. QU テストの項目 9 の回答が 1 の児童のチェックをする。 (いじめを相談できない可能性あり)
 - ・生活アンケート(人権の日に合わせて実施) 毎月 1 次資料(アンケート)、2 次資料(いじめに関する実態把握・事後指導等)を PDF化し、データとして保存する。当該児童が義務教育を終了するまで 保管し、随時削除していく。生活アンケート(紙媒体)は、データ保存後担任 で保管し、年度末にシュレッターにかけ破棄する。
 - 教育相談を目的としたアンケート 年2回(6月、10月)
 - ・児童対象いじめ等についてのアンケート調査 ※定期的に活用

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談 体制の整備を行う。

- スクールカウンセラーの活用
- いじめ相談ボックスの設置(あのねポスト)
- (ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上 いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、 いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

(2) 年間指導計画及び評価

	4月	5月	6月	7月	8月		
144h	事案発生時、いじめ防止対策委員会の開催						
職	 ・「学校いじめ	・学年会	• 学年会	・学年会			
員	基本方針」の	・いじめ防止	・いじめ防止	・いじめ防止			
	共通確認	対策委員会	対策委員会	対策委員会			
	・いじめ防止対	(月1回実施)	(月1回実施)	(月1回実施)			
	策委員会						
防	・人権の日	・人権の日	・人権の日	・人権の日			
止	生活アンケー	生活アンケー	生活アンケー	・生活アンケー			
対	トの実施	トの実施	トの実施	トの実施			
策							
早		・QU テストの		・QU テストの			
期発		実施①		実施②			
見		• 教育相談週間					

	9月	10月	11月	12月	
職	事案発生時、いじめ防止対策委員会の開催				
員	・学年会	・学年会	・学年会	・学年会	
	・いじめ防止	・いじめ防止	・いじめ防止	・いじめ防止	
	対策委員会	対策委員会	対策委員会	対策委員会	
	(月1回実施)	(月1回実施)	(月1回実施)	(月1回実施)	
防	・人権の日	・人権の日	人権の日	・人権の日	
止	・生活アンケー	生活アンケー	生活アンケー	・生活アンケー	
対	トの実施	トの実施	トの実施	トの実施	
策					
早		・QU テストの			
期発見		実施③			
見		• 教育相談週間			

	1月	2月	3月		
職	事案発生時、いじめ防止対策委員会の開催				
員	• 学年会	・学年会	・学年会		
	・いじめ防止	・いじめ防止	・いじめ防止		
	対策委員会	対策委員会	対策委員会		
	(月1回実施)	(月1回実施)	(月1回実施)		
防	・人権の日	・人権の日	・人権の日		
止	生活アンケー	生活アンケー	生活アンケー		
対	トの実施	トの実施	トの実施		
策					
早		・QU テストの			
早期発見		実施④			
見					

(3) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置。 いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当 特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて次の外部の専門家を招聘する。(民生委員、人権養護委員、PTA 役員、地域有識者、警察、弁護士、保護司、その他関係機関)

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること (QU テスト、教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を 深めること。

〈開催〉

月1回を定例会(校内支援委員会と併用)とし、いじめ事案の発生時は緊 急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を 行い、その結果を教育委員会に報告する。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、被害児童のケア、加害児童の指導 及び双方保護者への支援等を組織で対応する。
- (ウ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要がある と認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室 等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び 所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、南風原町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 南風原町教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実 関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、 適正に自校の取組を評価する。

(6) 重大事態対応フロー図

□いじめの疑いに関する情報

○第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録・ 共有

○いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

□重大事態の発生

- ○設置者に重大事態の発生を報告
- ア「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合など)
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
- ○地方公共団体の長等に報告(公立:学校から設置者を経由して)
- □学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

1. 学校が主体調査の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

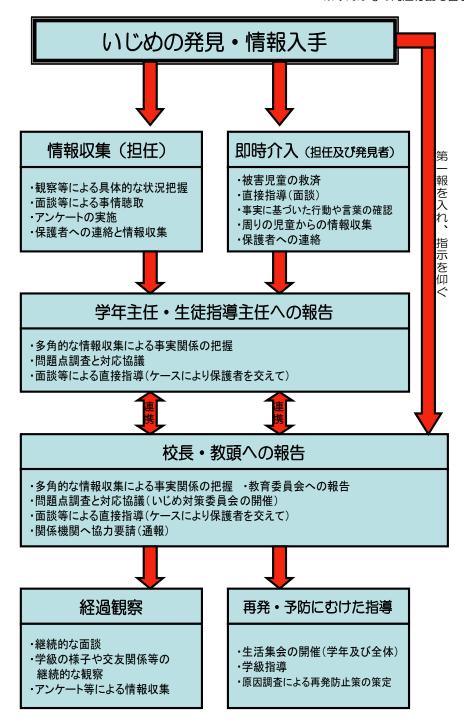
- ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
 - ※第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に 応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。
- ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り羅列的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
 - ※たとえ調査主体に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
 - ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査 を実施。
- ●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しても情報を適切に提供
 - ※調査により明らかになった事実関係に基づいて、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経 過報告があることが望ましい。)
 - ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなこと があってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。
- 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)7
 - ※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ●調査結果を踏まえた必要な措置

2. 学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

「いじめ」問題の具体的対応について(指導の流れ)

※けんか等の問題行動も含む



※重大事態については、管理職を通して南風原町教育委員会に速やかに報告する。 (前ページ参照)